平成２８年（フ）第１６４７号
札幌市手稲区西宮の沢４条４丁目16番５－106号
債務者　古川あゆみ（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６６１号
札幌市手稲区前田13条10丁目５番３号　ハイツウエシマⅡ－101号
債務者　清野　　満
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６６２号
札幌市手稲区前田13条10丁目５番３号　ハイツウエシマⅡ－101号
債務者　清野由美子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７０１号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目12番18号　熊谷ハイム203号
債務者　坂内　一也
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７０７号
札幌市北区新川２条９丁目１番27－202号
債務者　高橋つばき（旧姓笹森）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８号
山形県米沢市窪田町小瀬406番地
債務者　小関　　瞳
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１９２号
群馬県富岡市中高瀬383番地４
債務者　高橋　孝江
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２６９号
埼玉県深谷市本田4106番地
債務者　冨田　正美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３５６号
相模原市中央区下九沢756番地１　ハーモニーヒルズ下九沢303号室
債務者　佐下橋孝志
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３６１号
神奈川県座間市入谷５丁目2591番地の19　ライオンズマンション座間第２　506号
債務者　新井　伸幸
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３６６号
相模原市中央区共和３丁目１番23号　ロッシェル共和３号棟201
債務者　山吹　星斗
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３６８号
相模原市南区文京２丁目16番３－302号
債務者　村上　美子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２８７号
静岡県三島市初音台７番地の６　メゾン初音101
債務者　鈴木　道子（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６６１号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番43－201号
債務者　**桒**山　敏夫
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７０４号
大阪府富田林市若松町西２－1741－11　レオパレス外環富田林103、住民票上の住所大阪府八尾市末広町２丁目３番６号
債務者　田中　　透
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７２８号
堺市南区竹城台１丁１番２－325号
債務者　成澤美江子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７７１号
大阪府大阪狭山市東池尻５丁目1290番地の１（201号）
債務者　神川　美香
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係